

掛川市建設工事総合評価落札方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格のほかに、技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをしたものを落札者とする入札（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる建設工事は、次の各号に該当する建設工事であって、指名競争入札の場合においては掛川市指名競争入札者選定等委員会（以下「指名委員会」という。）制限付き一般競争入札の場合においては掛川市建設工事入札参加者資格委員会（以下「資格委員会」という。）が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「提示性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）を加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 提示性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、提示性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか総合評価落札方式に適合すると認められる工事

(学識経験者への意見聴取)

第3条 総合評価落札方式を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4第1項各号に掲げる事項、その他必要な事項に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(入札公告及び入札通知)

第4条 総合評価落札方式を実施しようとするときは、政令第167条の6又は12及び掛川市契約規則（平成17年規則第33号。以下「契約規則」という。）第4条又は第18条に基づき公告又は通知しなければならない事項のほか、次の事項について公告又は通知する。

- (1) 総合評価落札方式の方法による旨
- (2) 総合評価落札方式に参加するための条件
- (3) 落札者決定基準
- (4) 提示性能等の取扱いに関する事項

(5) 提示性能等の担保に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(落札者決定基準)

第5条 建設工事に関する入札にあたり、総合評価落札方式を行う場合には、政令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、当該入札に係る申込のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を策定するものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、提示性能等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

各評価項目は、工事特性等に応じて定める。

(2) 得点配分

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。

イ 入札者からの技術提案等が発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与える。

ウ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合には、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(評価の方法)

第7条 評価の方法は、入札者の申込みに係る提示性能等の各評価項目の得点の合計(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合には、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

なお、評価点は小数点以下2位止め(3位を四捨五入)とし、評価値は小数点以下4位止め(5位を四捨五入)したものとする。

評価点 = 標準点 + 加算点

評価値 = (評価点 × 1,000) / (入札価格 ÷ 1,000)

(提示性能等の提出及び審査)

第8条 総合評価落札方式に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提示性能等の提出を求めるものとする。

2 指名委員会又は資格委員会は、提示性能等の採否及び当該提示性能等に係る入札参加者に必要な資格の有無について審査するものとする。ただし、対象工事の特殊性等に鑑み必要があるときは、別に審査委員会を設置することができる。

3 提示性能等の審査に当たっては、当該提示性能等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。

(提示性能等の不採用に関する説明等)

第9条 前条の規定により提示性能等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により説明を求めることができる。

(落札者決定の方法)

第10条 落札者の決定方法は、評価基準に基づいて提示性能等を評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

(1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあり著しく不適當であると認められるとき。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(情報の公開)

第11条 前条第1項及び第2項の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地

(2) 各入札参加者の入札価格

(3) 各入札参加者の入札の評価の状況

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。